

北海道告示第10607号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道多面的機能支払事業 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため予算の範囲内で補助する。								
(1) 農地維持支払事業	市町村	市町村が農地維持支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	4分の3以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(2) 資源向上支払事業	市町村	市町村が資源向上支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	4分の3以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(3) 推進活動支援事業	市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会 (地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体)	市町村又は北海道日本型直接支払推進協議会が推進活動支援事業を行う場合における当該事務に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。) 農政第175号様式 (申請者が市町村である場合に限る。) 農政第176号様式 (申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。) 別に指示する様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第175号様式 (申請者が市町村である場合に限る。) 農政第176号様式 (申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合に限る。) 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(申請者が北海道日本型直接支払推進協議会である場合は農政部農村振興局農村設計課)	総合振興局長 又は振興局長 (申請者が市町村である場合に限る。)	

<p>2 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 知事が適当と認める者</p>	<p>市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1)長寿命化対策 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査 (2)自然災害等対策 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全 コ 機能保全計画策定等 サ 実施計画策定 シ 耐震性点検・調査 (3)危機管理対策 ア 危機管理システム等整備 (4)ため池防災環境整備 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進 (5)ため池の保全・避難対策 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施</p>	<p>別記1のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第107号 様式 農政第109号様式 から農政第111号 様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 する日 総合振興 局又は振 興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
---	---------------------------------------	--	----------------	---	--	--	---------------------------	--

<p>3 畑作構造転換事業 気象災害リスクや規模拡大に対応した競争力のある畑作産地への構造転換を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会 民間事業者 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人 新品種等産地導入協議会</p>	<p>市町村等が畑作構造転換事業を行う場合に要する経費 I 省力・効率作業体系の導入支援 1 省力作業機械等の導入の取組 II 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援 1 生産性向上に向けた新技術等の導入 (1) 気象災害リスク等軽減技術導入の取組 ア てん菜の風害・湿害軽減技術の導入 イ そばの生産力向上技術の導入 (2) 病害虫抵抗性品種の導入 2 輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善 (1) 輪作体系の適正化に向けた取組 ア 豆類の作付拡大に向けた取組 イ 豆類の省力栽培に向けた取組 ウ 豆類生産の労働負担軽減に向けた取組 エ 豆類の契約取引の取組 オ 緑肥の導入に向けた取組 (2) 労働生産性の高い作物及び新たな輪作作物の導入に向けた取組 ア 子実用トウモロコシの導入 イ 新たな輪作作物の導入 (3) ばれいしょ・てん菜に係る適期作業の推進に向けた取組 (4) 畑地の土壌・土層改良の取組 3 種子用ばれいしょ生産力向上 (1) 種子用ばれいしょ産地育成に向けた取組 (2) り病率の低い種子の供給に向けた取組 (3) 種子用ばれいしょ品質向上技術導入の取組 4 新品種等の早期普及 (1) ばれいしょ新品種等の産地導入に向けた取組 (2) なたねのダブルロー品種導入に向けた取組</p>	<p>2分の1以内 (ただし、IIの1の(1)及び(2)、IIの2の(1)のイ、エ及びオ、IIの2の(2)のア、IIの3の(2)及び(3)並びにIIの4の(1)及び(2)の取組にあつては定額。)</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第190号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第190号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部生産振興局農産振興課)</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長 (全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>
--	---	---	--	--	--	---	--